

第1回 知事公邸のあり方に関する有識者会議 次第

日時：令和8年6月23日(火) 15時半～

場所：知事公邸

1 知事あいさつ

2 座長の選任

3 知事公邸見学

4 議題

(1) 主な論点について

(2) その他

【配布資料】

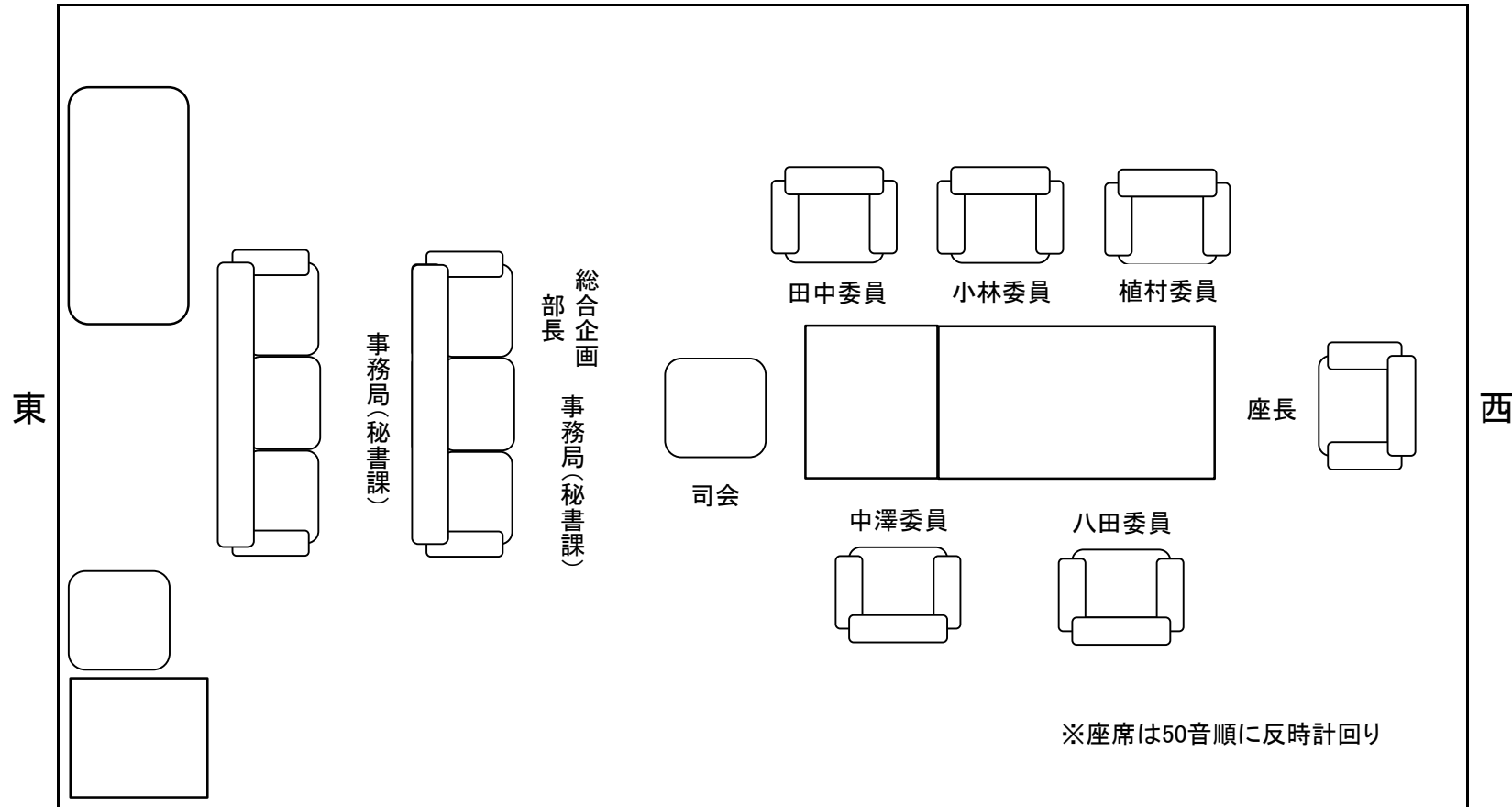
1. 委員名簿
2. 配席図
3. 知事公邸の概要（土地建物の概要）
（上空写真、平面図、震度分布図、津波浸水予測図、津波浸水予測時間図、
液状化可能性予測図、鷹匠町地区計画資料）
4. 知事公邸の概要（維持管理に関すること）
（知事公邸工事・修繕実績）
5. 全国の知事公邸の状況
6. 「知事公邸のあり方に関する有識者会議」の主な論点
7. 今後のスケジュール
8. 知事公邸のあり方に関する有識者会議設置要綱

知事公邸のあり方に関する有識者会議 委員名簿（敬称略、50音順）

	氏 名	所 属
委員	植村 佳史	高知県建築士会 会長
委員	小林 達司	高知県銀行協会 会長
委員	田中 佐知	田中法律事務所 弁護士
委員	中澤 佐紀子	高知商工会議所女性会 会長
委員	八田 章光	高知工科大学 副学長（教育担当）

知事公邸 応接室

南(庭側)



報道関係者

その他関係者、傍聴者

資料2

知事公邸の概要

■土地建物の概要

所在地	高知市鷹匠町2-2-6
敷地面積	2,392㎡
延べ床面積	608㎡ ← 公邸部分 252㎡ 私邸部分 356㎡、うち使用中の面積 217㎡
構造	鉄筋コンクリート造平屋建(公邸部分)、木造2階建(私邸部分)
建築年	昭和38(1963)年
耐震工事	平成20(2008)年に耐震診断を行い、私邸部分の耐震工事を実施。 ※公邸部分は、診断の結果「地震の震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い」とされた。

<参考①>

■南海トラフ地震発生時の被害想定（L2(最大クラスの地震)の場合)

- ・震度：7
- ・津波浸水深：0.3～1.0m
- ・津波浸水予測時間：60分以上
- ・液状化可能性：(大中小のうち)中

■都市計画法に基づく鷹匠町地区計画

- ・地区計画のねらい：低層による住宅地を主体とし、地区の緑化を推進し、自然と調和した良好な住環境の保全及び形成を図る。
- ・用途：住宅、小規模店舗兼住宅、共同住宅、公民館、保育所、診療所など
- ・高さ：14mまで

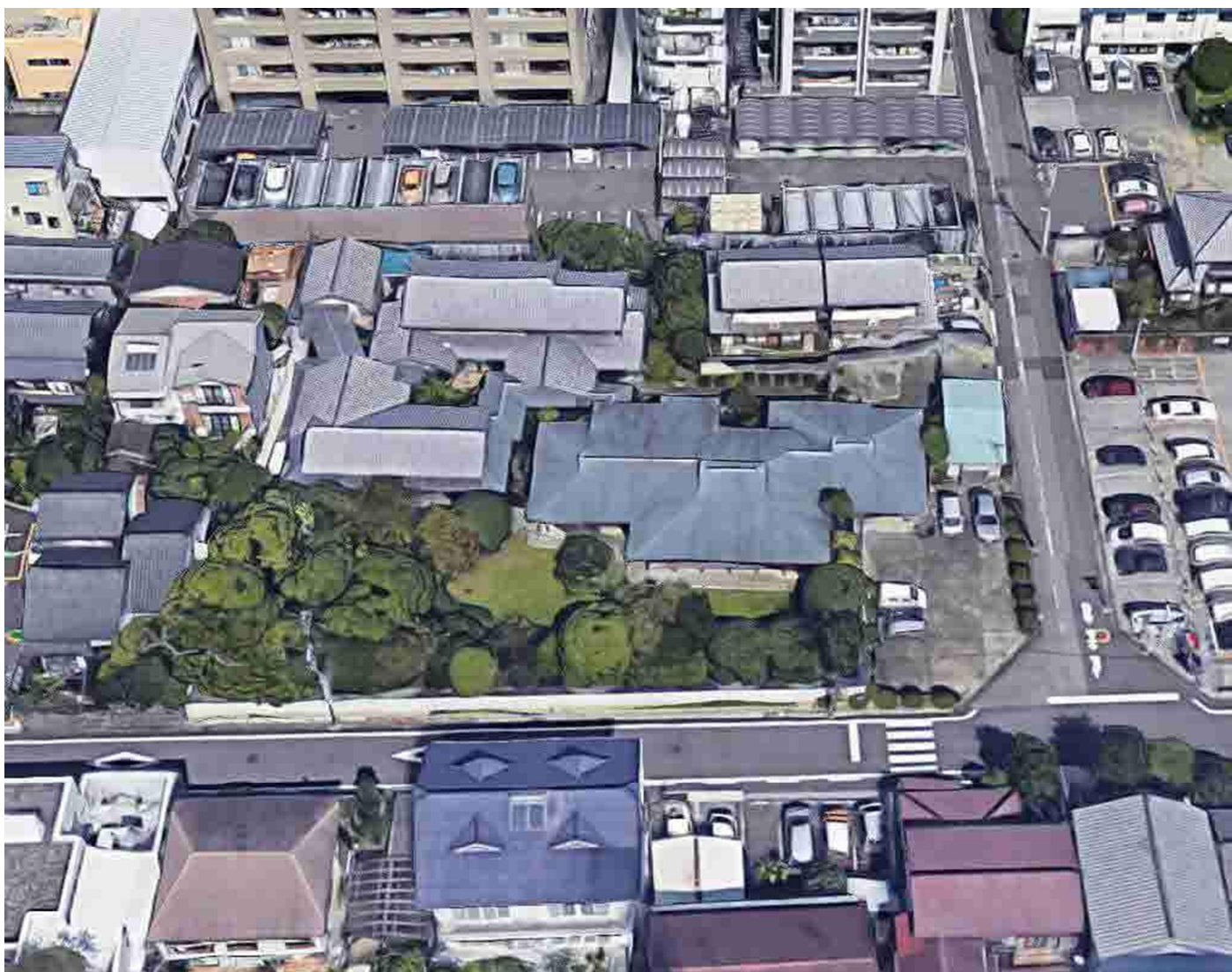
<参考②>

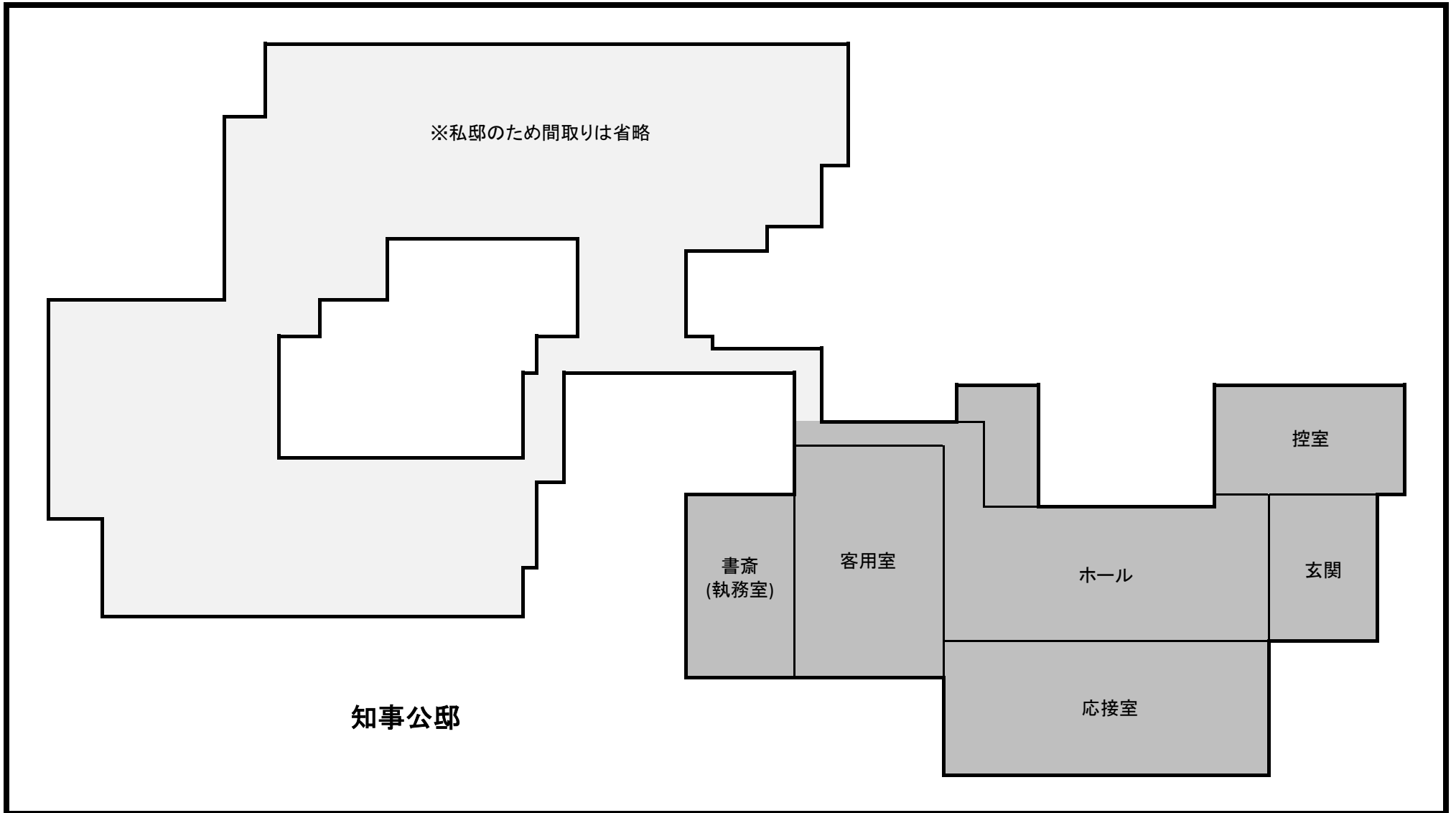
■土地の売却価格

約3億円（※地価公示価格及び路線価からの推計）

■公邸の建替費用

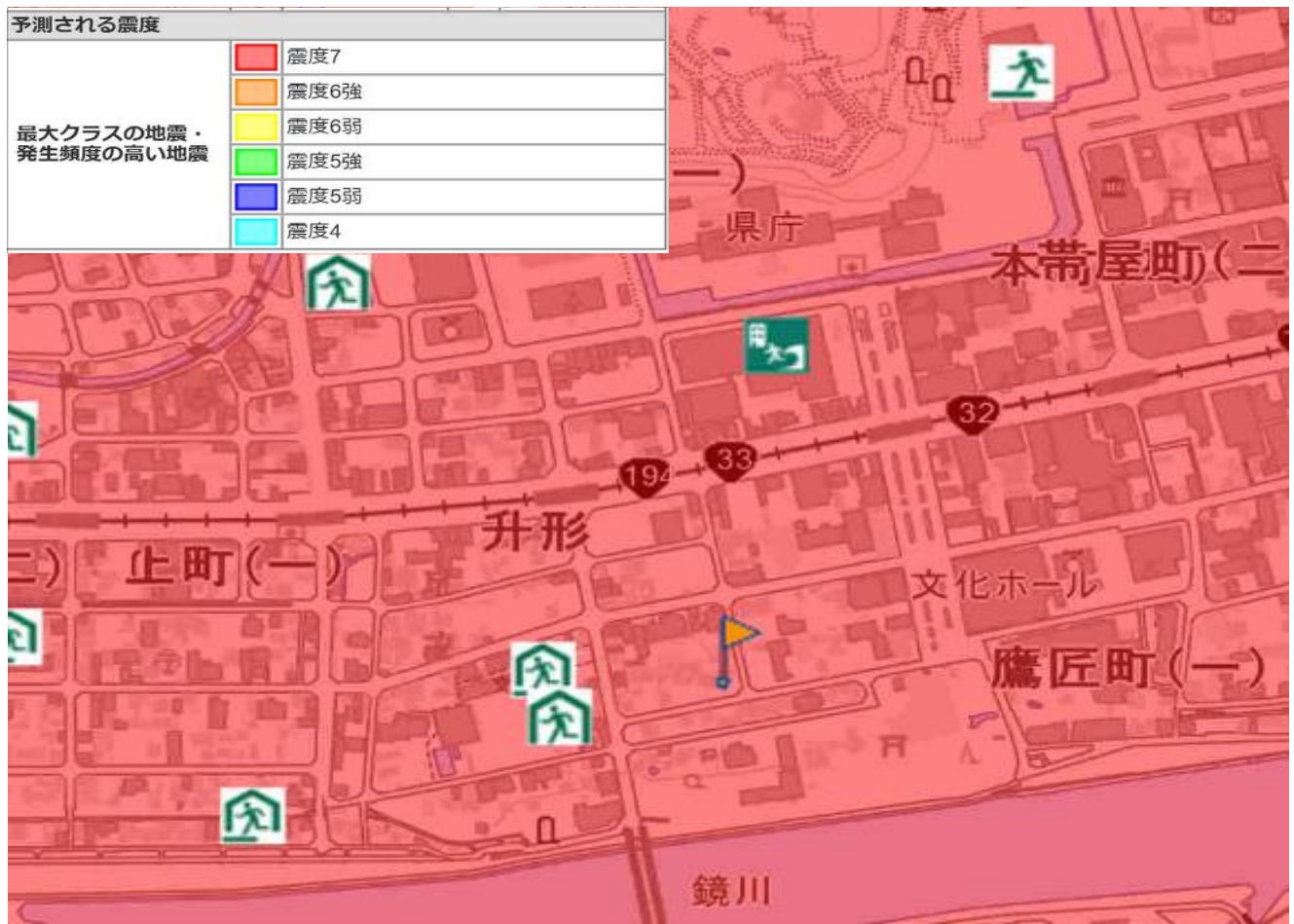
約7億円（※現地への建替。）



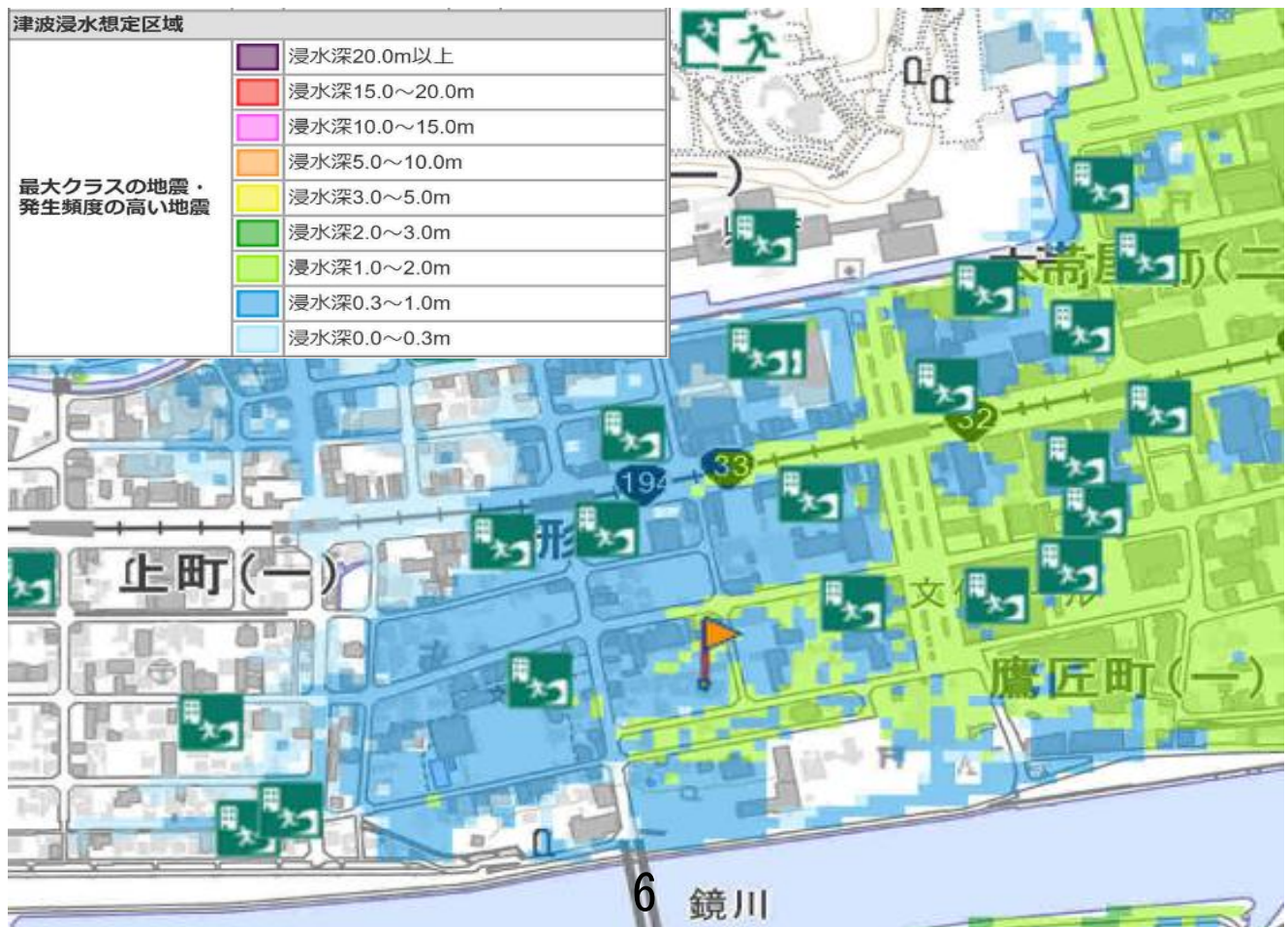


南海トラフ地震発生時の被害想定 (L2(最大クラスの地震)の場合)

■震度分布図 ※知事公邸：震度7

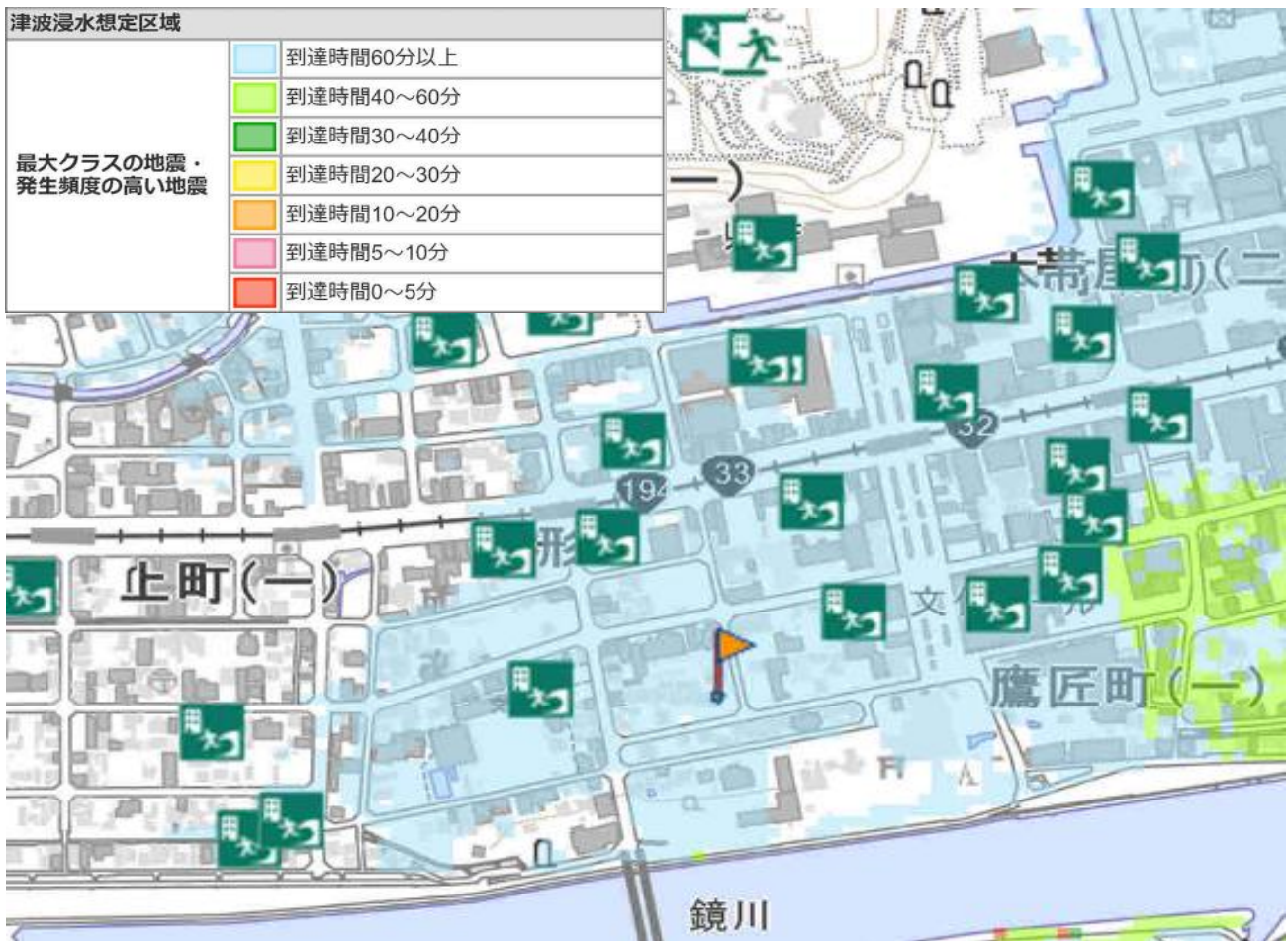


■津波浸水予測図 ※知事公邸：浸水深 0.3~1.0m

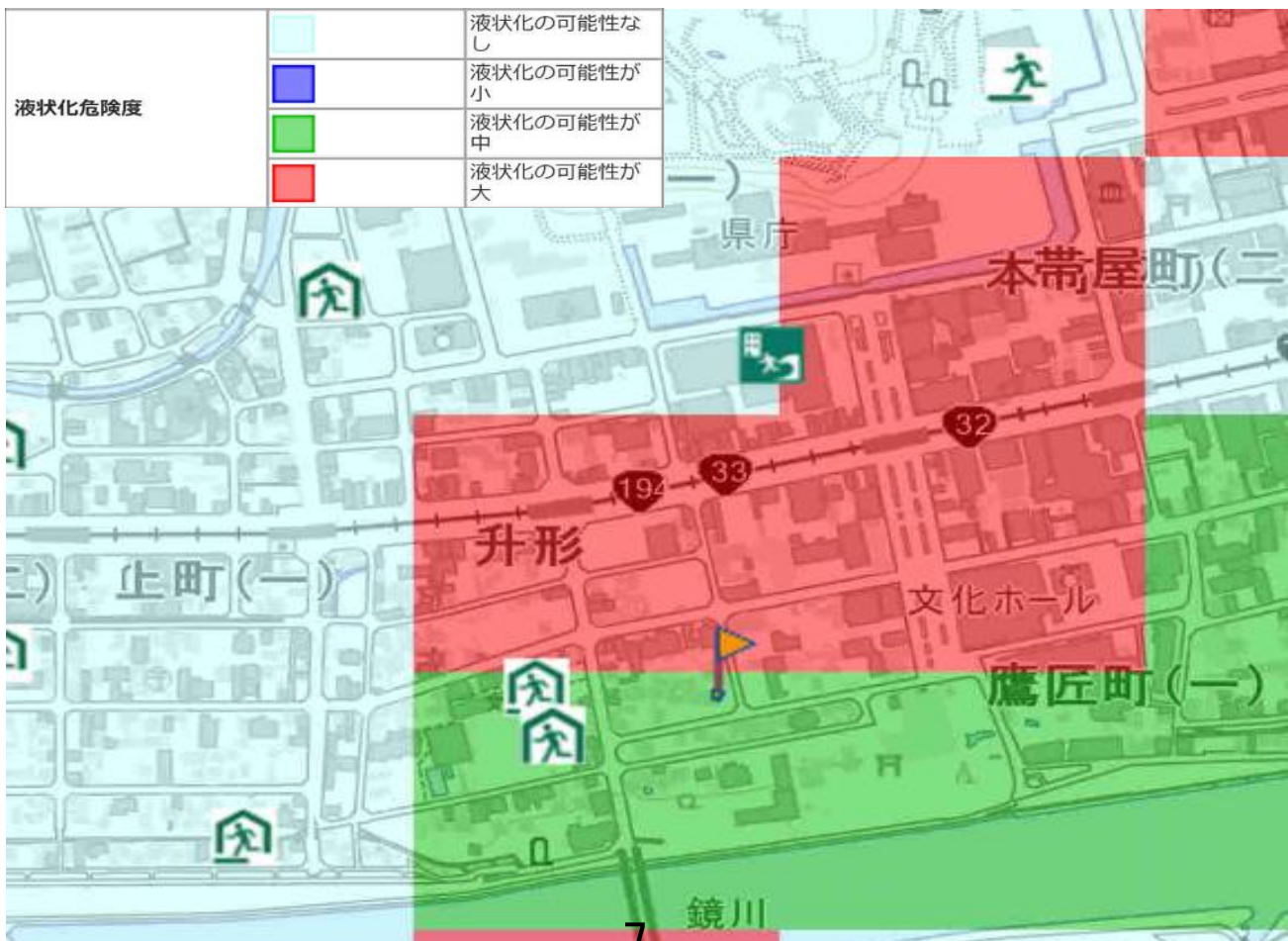


南海トラフ地震発生時の被害想定 (L2(最大クラスの地震)の場合)

■津波浸水予測時間図 ※知事公邸：到達時間 60分以上



■液状化可能性予測図 ※知事公邸：液状化の可能性が中



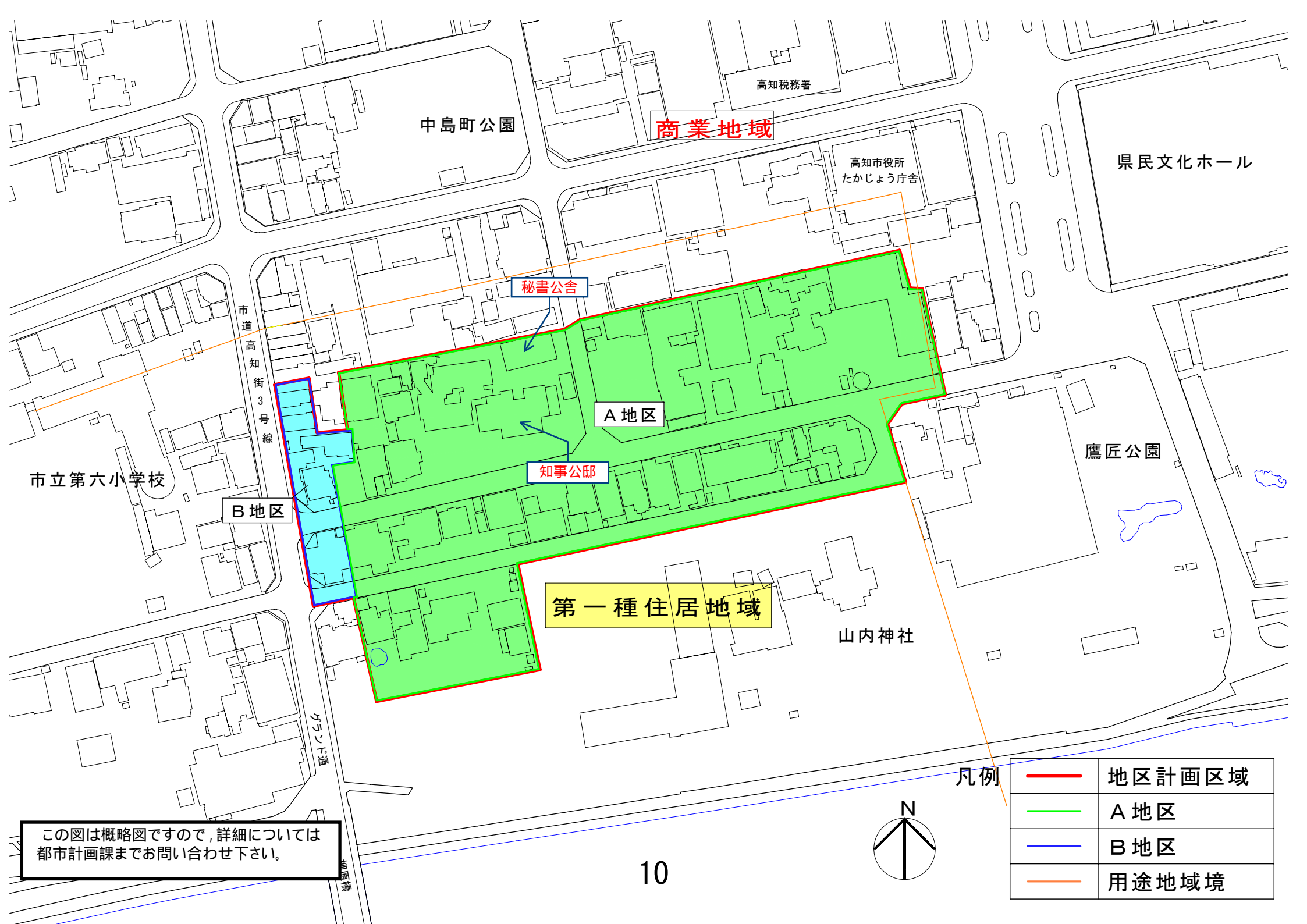
鷹匠町地区計画

(平成19年11月27日告示第181号)

名 称	鷹匠町地区計画	
位 置	高知市鷹匠町二丁目の一部	
面 積	約1.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知駅から南西へ約2kmの高知市の中心部に位置し、歴史ある山内神社の自然の森と周囲の鏡川や筆山を借景とした閑静な住宅街である。そこで、地区計画を策定することにより、自然と調和した良好な住環境の形成及び地区内の緑化を推進し、落ち着いたある街並みの保全を図ることを目的とする。
	土地利用の方針	低層による住宅地を主体とし、緑豊かな景観の形成を図るため、敷地内の緑化に努め、自然と調和した住環境の保全及び形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区内における既設の地区施設の機能を損なわないよう維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な住環境の形成及び保全を図るため、次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 建築物等の高さの最高限度 (3) 建築物等の形態、意匠の制限 (4) かき又はさくの構造の制限 (5) 道路(市道高知街3号線を除く。)に面して自動販売機を設置しないこと。

地区の区分		A地区	B地区
		約1.7ha	約0.1ha
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は、建築することができない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの (3) 共同住宅、寄宿舎及び下宿 (4) 近隣住民を対象とした公民館及び集会所 (5) 保育所 (6) 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。） (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるもの及び畜舎を除く。）	—
	建築物等の高さの最高限度	14m ただし、建築物の高さの算定については、令第2条第1項第六号ロの規定は、適用しない。	
	建築物等の形態、意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩の範囲は、マンセル表色系において次のとおりとする。 ただし、既存のものについては、この限りでない。 ア R系又はYR系の色相を使用する場合は、彩度6以下 イ Y系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 (2) 屋外広告物の表示については、高知市屋外広告物条例施行規則（平成9年規則第88号）第2条第2項第1号に規定する第一種禁止地域等の例による。（ただし、既存の屋外広告物及び市道高知街3号線に面して設置する屋外広告物については、この限りでない。） (3) 建築設備等は、道路からの景観に配慮し、周辺との調和を図る。	
	かき又はさくの構造の制限	道路境界面にはブロック塀を設けないこととする。ただし、既存のもの、フェンス等の基礎部分及び景観に配慮したものについては、この限りでない。	

区域は計画図表示のとおり



この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡例	
	地区計画区域
	A地区
	B地区
	用途地域境

知事公邸の概要

■維持管理に関すること（公邸及び私邸）

（１）通常の維持管理

維持管理費 総額 3,565千円 《令和7年度実績》

機械警備	1,122千円
光熱水費	688千円
庭木剪定	649千円
庭園管理・清掃	607千円
害虫等駆除	197千円 など

※機械警備

- ・赤外線センサー及び遠隔画像監視システムにより機械警備を常時実施。
- ・異常時には警備隊が派遣されるとともに、秘書課職員にも通報があり、両者で現地確認。

※庭木剪定

- ・造園業者による高木剪定を11～12月頃に実施。

※庭園管理・清掃

- ・庭木の剪定や芝刈、除草を週2回、室内清掃を週1回実施（祝日はなし）。

※害虫等駆除

- ・シロアリ被害が確認されて以降、床下への薬剤散布を5年に1回実施。

※庭園消毒

- ・夏に害虫が大量発生するのを防ぐため、梅雨前の時期に実施。

（２）過去の主な工事

- ・平成21年度以降の工事について、別紙「知事公邸工事実績」を参照。

（３）過去の主な修繕

- ・令和元年度以降の修繕について、別紙「知事公邸修繕実績」を参照。

●知事公邸工事実績(近年)

(単位:千円)

年度	費目	工事等内容	合計額
H20	委託料	知事公邸 耐震診断委託	4,270
H21	委託料	知事公邸(私邸部分) 耐震補強工事設計委託	
H21	工事請負費	知事公邸(私邸部分) 耐震補強工事	
H26	委託料	知事公邸塀 耐震改修工事設計委託	13,093
H27	工事請負費	知事公邸塀 耐震改修工事	
H30	工事請負費	知事公邸 庭園外灯修繕工事	255
R2	工事請負費	知事公邸(私邸部分) 改修工事	4,928

※知事交代時に老朽化していた設備等の改修工事を行ったもの

●知事公邸修繕実績(R1以降)

(単位:千円)

年度	件数	金額
R1	3	1,006
R2	12	2,182
R3	6	1,757
R4	1	17
R5	3	62
R6	3	267
R7	0	0

R1～7計 28 5,289
年平均 756

<主な修繕内容>

- ・応接室等エアコン修繕
- ・玄関シャッター修繕
- ・防犯カメラシステム交換
- ・庭園ポール街灯修繕
- ・トイレ修繕
- ・その他

全国の知事公邸(建物)の状況 (R8.4.22時点)

無 (24)	自宅	13
	青森、宮城(*1)、山形、栃木、群馬、東京、 富山、石川(*2)、福井、大阪、兵庫、奈良、 島根(*3)	
	幹部用公舎	2
	京都(*1)、山口	
	民間マンション等借り上げ	9
	北海道(*3)、茨城、神奈川、山梨、 静岡、三重(*3)、岡山、香川、長崎	

*1：京都・宮城は、知事公舎を廃止し、公館として会議や来賓接遇に使用している。

*2：石川は、知事公舎を廃止し、カフェや茶道の体験施設等として使用する予定。

*3：島根・北海道・三重は、知事公舎（北海道は知事公邸）を廃止し、
売却や解体する方針を決定済み。

有 (23)	居住している	17
	福島、埼玉、新潟、長野(*4)、岐阜(*4)、 愛知、滋賀、和歌山、鳥取、広島、 高知 、 福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	
	居住していない	6
	<幹部用公舎>	
熊本(*5)		
	<自宅>	
	岩手、秋田、千葉、徳島(*6)、愛媛(*6)	

*4：長野・岐阜は、旧知事公舎を処分後、幹部用公舎を知事公舎として居住している。

*5：熊本は、知事公舎が老朽化したことから、幹部用の宿舎に居住している。

*6：徳島・愛媛は、旧知事公舎を処分後、徳島は副知事公舎（愛媛は幹部公舎）を
知事公舎としているが、現在は自宅に居住している。

【34団体】
知事の住居を確保
している。

(R2.9月北海道、R3.9月佐賀県、R5.7月徳島県、8月広島県の各全国調査、
及びその後の報道等を元に秘書課が作成)

近年の主な動き

- ・ R7.12月、**静岡県**が知事公舎を入札に付し、**セキスイハイムが7億円余りで落札。**
鈴木知事は就任後入居しておらず、民間の賃貸物件を「借り上げ官舎」として利用。
- ・ R7.9月、**秋田県知事**が、県議会一般質問で、知事公舎の**廃止の検討を表明。**
私邸部分は5年以上使用されておらず、毎年約1,000万円の維持費に批判も出ていた。
- ・ R7.2月、**徳島県**が知事公舎を入札に付し、**不動産会社が1.6億円で落札。**
後藤田知事は就任後入居しておらず、自宅を利用。
- ・ R5.11月、**北海道**が、老朽化を理由に、知事公邸を**解体する方針を表明。**
当初入居していた鈴木知事が、民間の賃貸住宅に転居して以降、使われていない。

「知事公邸のあり方に関する有識者会議」の主な論点

(背景)

現在、知事公邸は、適切な維持管理を適宜行いながら、私邸部分を知事の住居として使用するとともに、公邸部分を県民との意見交換会や叙勲伝達式などの会場として使用している。

私邸部分、公邸部分とも、使用するのに大きな問題は生じていないが、昭和 38(1963)年の竣工から既に 60 年余りが経過し、将来的にはさらに老朽化が進んでいくことが想定される。

また、この間、時代の進展とともに、知事の住居を確保する上での住環境や、接遇や会議、行事を行う公邸部分の果たすべき役割も変化してきており、全国の都道府県を見ても、知事公邸を所有している団体は年々減少し、所有していない団体の方が多くなっている。

こうした本県及び全国的な状況を踏まえ、「知事の住まいはどうあるべきか」など、「知事公邸」そのものの将来的なあり方について、危機管理や費用対効果等の観点から検討を行うもの。

(主な論点)

- ・知事が居住する場所
(居住の制限の有無、近傍居住の必要性、県からの公邸の提供の必要性)

- ・知事公邸に必要な機能及び条件
(私邸部分、公邸部分、条件(距離、セキュリティ等))

- ・知事公邸の選択肢(民間施設借上等による知事への居住スペース提供を含む。)と比較
(建替、民間施設借上等の選択肢に関するメリット・デメリット、費用対効果の比較)

- ・知事公邸の法令における位置づけ
(現在は高知県公務員宿舎規則による。)

- ・当面の方向性
(移行の時期、現在の建物の取り扱いを含む。)

今後のスケジュール

令和8年6月23日	第1回有識者会議（現状報告、論点提示）
11月	第2回有識者会議（意見整理、方向性検討）
12月	第3回有識者会議（提言とりまとめ）
令和9年1月	提言書の提出

知事公邸のあり方に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 知事公邸の現在の状況を踏まえ、今後のあり方等について、外部の有識者から意見・提言を聴取するため、「知事公邸のあり方に関する有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、知事公邸に関し、次に掲げる事項について検討し、意見・提言を行う。

- (1) 知事公邸のあり方等に関すること。
- (2) その他知事公邸のあり方等を議論するにあたり、必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事が選任する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 会議には、必要に応じて参考人を招き、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 会議には座長を置き、委員の互選により決定する。

- 2 座長は、会議を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(報償費等)

第5条 県は、会議の委員及び参考人に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

(その他)

第6条 会議の庶務は、総合企画部秘書課において処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和8年6月8日から施行する。